

経營業務管理責任者の経験について(法7条第1号関係)

○法7条1号イ

役員等5年以上

受けようとする建設業

同等以上
と認定

それ以外の建設業

○法7条1号ロ

告示351号1号イ

執行役員等5年以上

運用通達

執行役員等〇年

役員等△年

執行役員等〇年

役員等△年

今回改正で削除

告示351号1号ロ

補佐7年以上

運用通達

補佐〇年

執行役員等△年

補佐〇年

役員等△年

補佐〇年

役員等△年

告示351号2号

役員等7年以上

運用通達

役員等〇年

役員等△年